



供給事業者と建物の管理者が契約し、  
親メーターの指針により一括請求・支払

※入居者が供給事業者と直接契約している  
場合は「子メーター」に該当しません。

建物の管理者は、子メーターの指針により  
入居者に請求

図1 親子メーターのイメージ